

※更新する場合がありますので、最新の情報をご確認ください。

金沢市修学旅行向け体験型コンテンツ造成事業費補助

Q & A（令和8年度版）

こちらに記載のもののほか、ご不明な点がありましたらご相談ください。

（補助対象事業者）

Q 補助対象事業者の要件は何か。

A 金沢市内に住所または事業所を有する事業者または団体で、市税を滞納していないことなどが要件です。詳細は募集要項をご確認ください。なお、申請は、1事業者または団体につき一年度あたり1回までです。

Q 申請者（法人等）の住所・所在地は金沢市外だが、補助対象者に該当するか。

A 金沢市内に住所または事業所を有する事業者または団体を対象とするため、補助対象となりません。

（補助金交付基準）

Q 補助金交付申請書を提出すれば、補助金を受けることができるか。

A 造成する体験型コンテンツの内容を審査会で審査し、採択となった場合のみ交付いたします。コンテンツの要件や審査基準につきましては、募集要項をご確認ください。

Q 既存のコンテンツや、既に着手している造成事業も対象となるか。

A 対象となりません。補助金交付決定後に着手してください。補助金交付決定前に着手していた場合は、補助金を交付しません。

（補助対象事業）

Q 造成するコンテンツにおいてモニターツアーを実施する場合、事業収入（参加費の徴収等）がある場合はどうなりますか。

A 支出合計額から事業収入を差し引いた値が補助対象経費となります。

Q 「新たな体験型コンテンツ」とはどのようなコンテンツのことですか？

A 「新たな体験型コンテンツ」とは、申請事業者が新規に造成する体験型コンテンツをいいます。類似のコンテンツが既に存在する場合であっても、申請事業者がこれまで造成・実施したことのないコンテンツであれば対象とします。

（事業内容の変更）

Q 交付決定通知を受けた後、事業に変更がでた場合はどうしたらよいか。

A 補助事業の内容の変更、又は補助事業に要する経費の配分の変更をする場合（市長が定める軽微な変更は除く）には、変更申請が必要となる場合があります。変更が判明した時点で、速やかに観光政策課担当までご連絡ください。

（事業実施期間）

Q いつまでに造成するコンテンツが対象になるのか？

A 令和9年（2027年）2月28日までに造成完了するコンテンツのみ補助金の交付対象としています。「造成完了」とは、コンテンツが商品として利用可能になっている状態を指します。

（必要書類）

Q 申請時に必要な書類は何か。

A 提出物一覧をご参照ください。ホームページから様式をダウンロードしてご提出いただくもののほか、申請者自身でご準備いただくものもございますので、必ずご確認ください。

（実績報告）

Q 実績報告書の提出はいつまでか。

A 事業終了後15日以内に提出が必要です。詳しくは募集要項をご確認ください。